

令和7年第5回 小坂町農業委員会会議録

令和7年5月9日（金）9時00分役場会議室において招集した。

1. 出席委員（9人）は次のとおりである。

1 番	安 保 清 栄	3 番	阿 部 龍 平	4 番	小 舘 康 弘
5 番	木 村 功	6 番	宮 舘 秀 樹	7 番	奈 良 延 浩
8 番	本 田 立 子	9 番	中 村 仁	10 番	亀 田 静 子

2. 欠席委員（1人）は次のとおりである。

2 番 中 村 修太郎

3. 本会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	岩 澤 秀 一
事務局局長補佐	中 村 長 裕
事務局主事	田 中 晃 大

4. 本会の書記は次のとおりである。

事務局主事 田 中 晃 大

5. 議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。

1 番 安 保 清 栄 3 番 阿 部 龍 平

6. 会議に付した案件は次のとおりである。

日程第1	報告 第 9 号	農業委員会職員の人事発令について
	報告 第10号	令和7年度県北地区農業委員会会長会総会について
	報告 第11号	農地法第18条第6項の規定による通知
日程第2	議案 第 1 号	農地法第3条の規定による許可について

（9：00）

議 長 （亀田） それでは、定刻になりましたので、これから令和7年第5回の総会を始めたいと思います。

出席状況について、報告をお願いいたします。

事務局 現時点で9名出席です。

議 長 只今の出席者は9名出席です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。

本日の会議録署名委員を指名いたします。1番委員、3番委員の両名を指名いたします。

（9：02）

議 長 では、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は1ページのとおりとなります。

日程第1、報告第9号について、事務局より説明を求めます。

事務局 日程第1、報告第9を説明いたします。

資料は 2ページからとなります。

令和7年度の人事発令について、報告いたします。令和7年3月31日に細越主査が退職、令和7年4月1日に田中主事が観光産業課と兼務、令和7年5月1日に中村局長補佐が観光産業課から転入となりました。

以上で日程第1報告第9号の説明を終了します。。

議 長 ここで、暫時休憩します。
(9 : 0 3)

議 長 再開します。
(9 : 0 3)

各委員
議 長 報告第 9 号について質問意見等ありますか。
ないようですので、よろしいでしょうか。
はいの声あり。
それでは、日程第 1、報告第 9 号を終了します。
(9 : 0 4)

日程第 1、報告第 1 0 号について、事務局より説明を求めます。

事務局 日程第 1、報告第 1 0 号を説明いたします。
資料は 3 ページからとなります。
令和 7 年年度の県北地区農業委員会会長会総会について報告します。
総会では令和 6 年度の事業報告及び決算報告が承認されました。また、令和 7 年度
の事業計画、予算、各市町村農業委員会の負担金の額について承認されました。
以上で日程第 1、報告第 1 0 号の説明を終了します。

議 長 ここで、暫時休憩します。
(9 : 0 4)

議 長 再開します。
(9 : 0 7)

議 長 報告第 1 0 号について質問意見等ありますか。
ないようですので、よろしいでしょうか。
各委員
議 長 はいの声あり。
それでは、日程第 1、報告第 1 0 号を終了します。
(9 : 0 8)

次に日程第 1、報告第 1 1 号について、事務局より説明を求めます。

事務局 日程第 1、報告第 1 1 号を説明いたします。
資料は 1 3 ページからとなります。1 件の合意解約について報告いたします。
ブドウの樹園地ですが、令和 7 年 3 月 3 1 日の期間満了に伴い、今回解約に合意し
返地するものです。今後の耕作については、新たな耕作者が申請しております。
以上で日程第 1、報告第 1 1 号の説明を終了します。

議 長 ここで、暫時休憩します。
(9 : 0 8)

議 長 再開します。
(9 : 1 5)

議 長 報告第 1 1 号について質問意見等ありますか。
ないようですので、よろしいでしょうか。

各委員 はいの声あり。
議 長 それでは、日程第 1、報告第 1 1 号を終了します。
(9 : 1 5)

次に日程第 2、議案第 1 号について、事務局より説明を求めます。

事務局 日程第 2、議案第 1 号を説明いたします。
資料は 1 8 ページからとなります。報告第 1 1 号にて説明しました農地について、新たに法人が耕作するため、賃借許可を申請しています。契約期間及び賃借料は、前契約と同じ内容となっています。この法人は新規に農業へ参入することとなりますが、前年度までブドウ栽培を行っていた方が従事することから参入要件を満たしているものと思われます。資料 2 9 ページが法人が農業に参入する場合の要件を示した参考資料になります。

議 長 ここで、暫時休憩します。
(9 : 1 8)

議 長 再開します。
(9 : 1 9)

議案第 1 号について質問意見等ありますか。
ないようですので、よろしいでしょうか。

各委員 はいの声あり。
議 長 それでは、日程第 2、議案第 1 号を許可することで終了します。
(9 : 1 9)

これで総会の議案はすべて終了しましたので、ただいまを持ちまして第 5 回総会を終了します。
(9 : 2 0)

上記会議録が真正であることを証明するため署名する。

小坂町農業委員会会長 亀田 静子

署 名 委 員 安保清栄

署 名 委 員 阿部龍平